

総務常任委員会資料
2020年（令和2年）12月10日
消防局総務課

議案第101号関連資料

明石市消防団条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

消防団員につきましては、高齢化や若者の新たな確保が厳しく、現状では、将来的に消防団員の減少が見込まれます。また、令和元年12月13日付で消防庁から「定年年齢を60歳未満に設定している市町村は、原則、令和4年3月末までに解消すること」との助言を受けています。

これらのことから今後も積極的なPR等により、新たな団員確保に努めるとともに、ベテラン消防団員の知識と経験の一層の活用と安定的な団員確保による地域防災体制の強化のため、消防団員の定年年齢を引き上げることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 団員の任命対象年齢の上限及び定年年齢の引き上げ（第3条及び第7条関係）

（現行）任命対象年齢：満18歳以上50歳未満

定年年齢：満50歳

（改正）任命対象年齢：満18歳以上60歳未満

定年年齢：満60歳

(2) 経過措置

現行団員を対象に定年年齢を引き上げることとし、令和2年度から年度ごとに任命対象年齢の上限及び定年年齢を1歳ずつ引き上げ、令和11年度において60歳とします。

3 施行期日

公布の日

4 入退団者数の推移

2016年度末 退団者81名 → 2017年度 入団者 84名

2017年度末 退団者68名 → 2018年度 入団者 65名

2018年度末 退団者71名 → 2019年度 入団者 63名

2019年度末 退団者90名 → 2020年度 入団者 52名

5 県内他都市の状況

	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	加古川市
定年年齢	なし	65歳	なし	60歳	65歳